

平成19年度における国民年金保険料の納付状況と今後の取組等について

【目次】

1	平成19年度の納付状況等について	
(1)	公的年金制度全体の状況	1
(2)	国民年金保険料の納付状況	3
2	平成19年度の取組と総括について	8
3	平成20年度の収納対策等について	
(1)	平成20年度の収納対策の主な内容	24
(2)	平成20年度における強化社会保険事務局の指定	29

平成20年8月
社会保険庁

1 平成19年度の納付状況等について

(1) 公的年金制度全体の状況

○ 未納者（平成19年度末までの過去2年間の保険料が未納となっている者）は約308万人、未加入者は約9万人。
 公的年金加入対象者全体で見ると、約95%の者が保険料を納付（免除及び納付猶予を含む。）。

※ 未納者と未加入者を合わせた約317万人は、公的年金加入対象者数の4.5%。

《公的年金加入者の状況（平成19年度末）》

(7,021万人)

公的年金加入者 (7,012万人)					
第1号被保険者 (注1) 2,035万人			第2号被保険者 (3,914万人)		(注1) 第3号被保険者 1,063万人
↑	↑	免除者315万人 特例者・猶予者 203万人	保険料納付者	厚生年金保険 (注1) 3,457万人	共済組合 457万人 (注4)
↑		未納者 308万人 (注3)		第1号未加入者 9万人	
		} 317万人			

(注2)

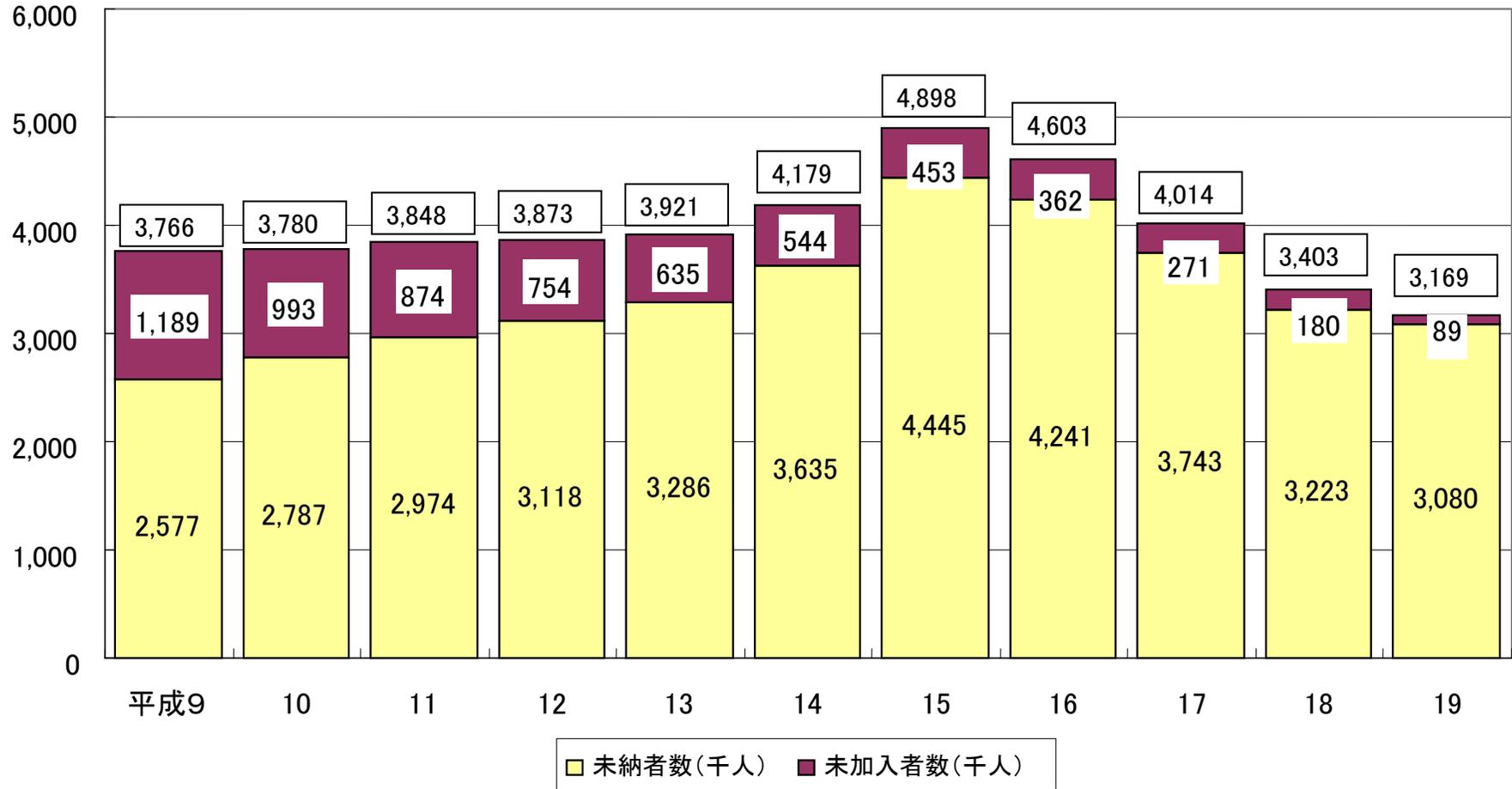
注1) 平成20年3月末現在。第1号被保険者には、任意加入被保険者(34万人)を含めて計上している。

注2) 公的年金加入状況等調査の平成13年結果及び平成16年結果を線型按分した推計値。

注3) 未納者とは、24か月(18年4月～20年3月)の保険料が未納となっている者。

注4) 平成19年3月末現在。

公的年金制度における未加入者・未納者数の推移(平成9年度～19年度)



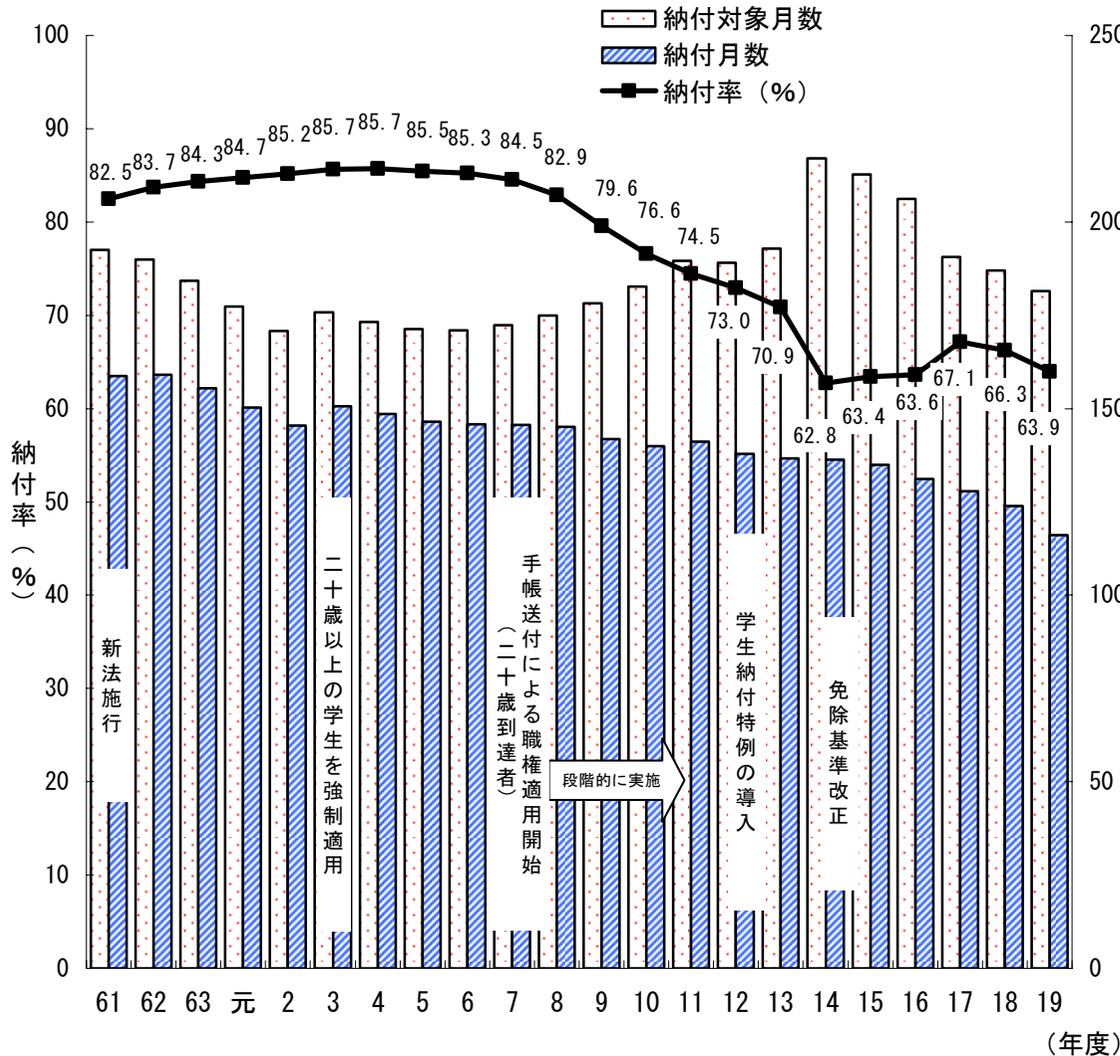
注)未納者とは、過去24か月の保険料が未納となっている者である。

注)平成17年度の未納者数は、不適正な免除手続の影響を排除した数値である。

注)平成10、13及び16年度の未加入者数は、公的年金加入状況等調査による。他の年度の未加入者数は、これらの年度から単純に線型按分したもの。

(2) 国民年金保険料の納付状況

平成19年度の国民年金保険料の納付率等について



平成19年度の納付率は、63.9%

(対前年度比△2.3ポイント)

$$\text{納付率 (\%)} = \frac{\text{納付月数}}{\text{納付対象月数}} \times 100$$

・納付対象月数とは、当該年度分の保険料として納付すべき月数（法定免除月数・申請全額免除月数・学生納付特例月数・若年者納付猶予月数を含まない。）であり、納付月数はそのうち当該年度中（翌年度4月末まで）に実際に納付された月数である。

平成17年度の最終納付率は、72.4% (平成19年度末時点)

(平成18年度末と比較して+1.8ポイント)

※最終納付率は、17年度分の保険料として納付すべき月数（法定免除月数・申請全額免除月数・学生納付特例月数・若年者納付猶予月数を含まない。）に対し、時効前（納期から2年以内）までに納付した月数の割合。

納付率の推移

	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度
15年度分保険料	63.4%	65.6%	67.4%		
16年度分保険料		63.6%	66.3%	68.2%	
17年度分保険料			67.1%	70.7%	72.4%
18年度分保険料				66.3%	69.0%
19年度分保険料					63.9%

※ 時効前（納期から2年以内）に納付する者を含めると約7割が納付（目標納付率）

目標納付率	16年度目標	17年度目標	18年度目標	19年度目標
	65.7%	69.5%	74.5%	80.0%

15年8月に国民年金特別対策本部において、中長期的な目標納付率（80%）を設定。
16年10月に行動計画において、年度別の目標納付率を設定。

① 納付率の状況

- 平成19年度の現年度分（19年4月～20年3月分）の納付率は、63.9%（対前年度比△2.3ポイント）。

	納付月数	納付対象月数	納付率
平成18年度 （対前年度比）	12,396万月 （△3.1%）	18,701万月 （△1.9%）	66.3% （△0.8ポイント）
平成19年度 （対前年度比）	11,609万月 （△6.4%）	18,153万月 （△2.9%）	63.9% （△2.3ポイント）

- 過年度分（17・18年度分）の納付率は、18年度末からそれぞれ1.8ポイント、2.8ポイントの伸び。

	17年度末	18年度末	19年度末
平成17年度分 （対前年伸び）	67.1%	70.7% （+3.6ポイント）	72.4% （+1.8ポイント）
平成18年度分 （対前年伸び）	—	66.3%	69.0% （+2.8ポイント）

② 目標納付率との関係

平成19年度の現年度分の納付率は、目標納付率80.0%に、16.1ポイント及ばなかった。

19年度納付率 (①)	19年度目標納付率 (②)	目標との差 (①-②)
63.9%	80.0%	△16.1ポイント

《目標納付率とは》

平成15年8月に国民年金特別対策本部において、中長期的な目標納付率として80%を設定。

〔80%とは・・・20歳到達者に対する職権適用がほぼ完全実施された「平成9年度の納付実績値」(79.6%)を当面の目標値として設定。〕

(目標納付率)

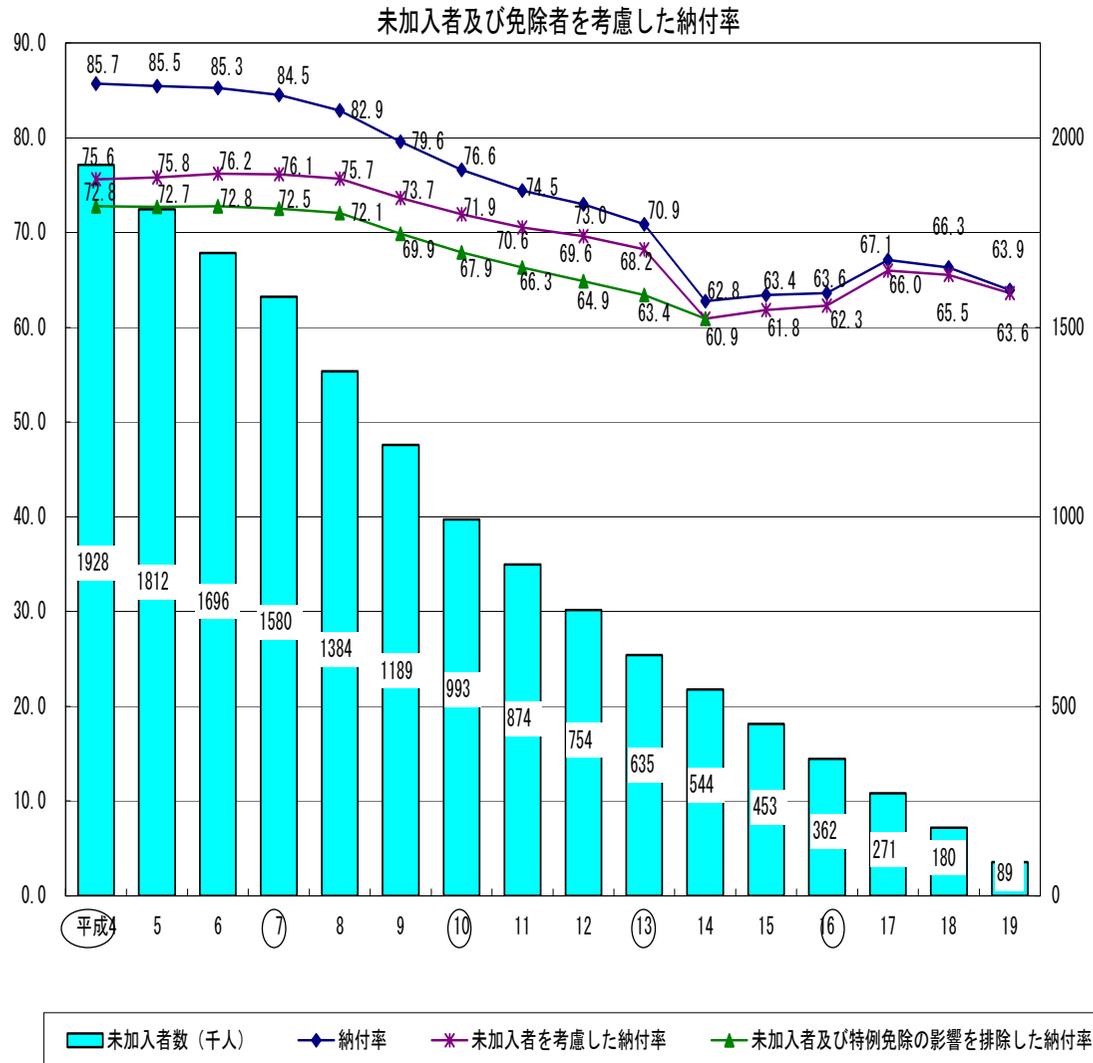
16年度目標	17年度目標	18年度目標	19年度目標
65.7%	69.5%	74.5%	80.0%
(実績) 63.6%	(実績) 67.1%	(実績) 66.3%	(実績) 63.9%

平成20年度以降の目標納付率について

平成20年度の現年度分保険料の目標納付率については、第6回国民年金特別対策本部会議(平成19年8月23日)において、80%を維持することとしており、平成21年度の目標納付率についても、日本年金機構が設立されるまでの間(平成21年12月まで)は、80%を目標とし、その達成に向けて最大限努力する。

また、時効までの2年間に最終的に納付された納付率を見ることも一つの指標であることから、平成20年度においては、平成18年度分保険料の納付率を71.0%、平成19年度分保険料の納付率を66.9%とする目標で取り組む。

③ 国民年金保険料の納付状況等の推移及びその分析



注：平成4、7、10、13及び16年度の未加入者数は、公的年金加入状況等調査による。他の年度の未加入者数は、これらの年度から単純に線型按分したものの。

① 平成9年度以降、全ての市町村において20歳到達者で加入手続を行わない者に対する職権適用(国民年金手帳の送付)が行われた結果、未加入者(注)数が大幅に減少

(注)「未加入者」とは、国民年金の第1号被保険者に該当するが、加入手続を行っていないため、第1号被保険者として把握されていない者

② 平成13年度以前(地方分権前)には、現在の免除基準には該当しない者であっても、特例で免除が認められていた(特例免除)

(例)免除基準上非免除となるが所得が低いと考えられる者

○ ①未加入者の影響、②特例免除の影響を排除して納付率を算出することにより、市町村が保険料を徴収していた時代の納付率を現在と同じ条件で比較することが出来る(いわば実力ベースの納付率)。

(注)未加入者及び特例免除を分母に加えることにより、納付率の比較を行う。

○ 平成9年度の納付率(79.6%)について、「実力ベース」での納付率を計算すると、次のとおり

●未加入者の影響を排除 → **73.7%**

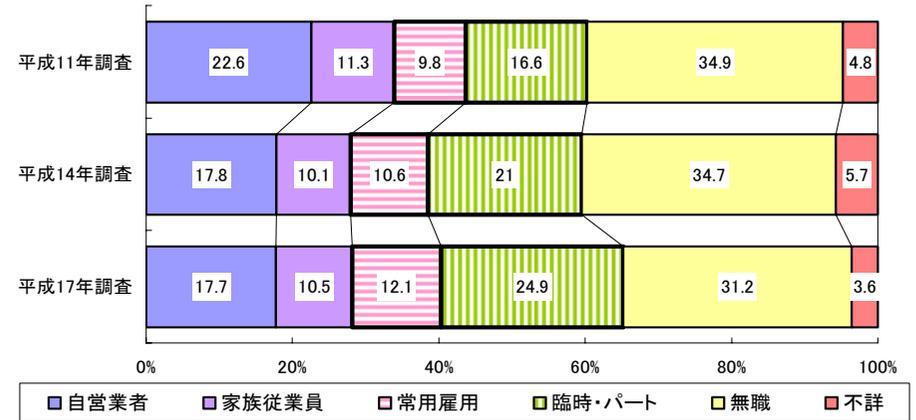
●未加入者及び特例免除の影響を排除 → **69.9%**

(参考)

■ 第1号被保険者における就業状況割合の推移

	平成11年調査	平成14年調査	平成17年調査
総数	100.0%	100.0%	100.0%
自営業者	22.6%	17.8%	17.7%
家族従業員	11.3%	10.1%	10.5%
常用雇用	9.8%	10.6%	12.1%
臨時・パート	16.6%	21.0%	24.9%
無職	34.9%	34.7%	31.2%
不詳	4.8%	5.7%	3.6%

※平成11、14及び17年国民年金被保険者実態調査より引用

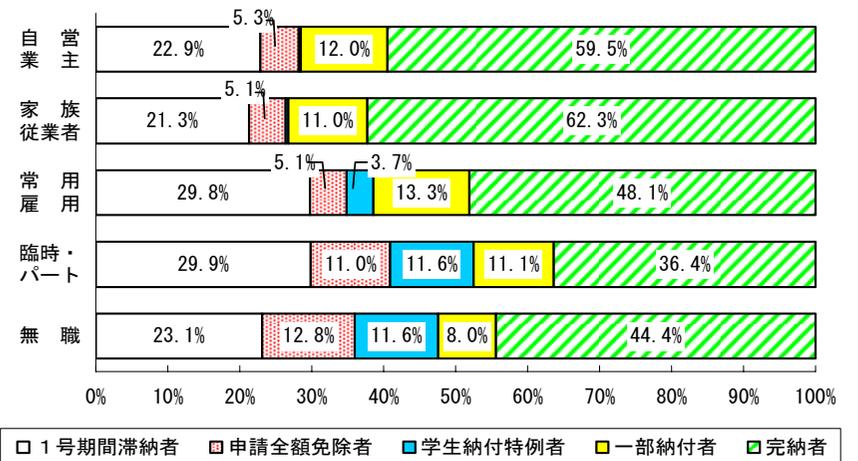


第1号被保険者の就業状況をみると、常用雇用や臨時・パートの割合が増加しており、無職の割合が低くなっている。

■ 就業状況別における納付状況

	1号期間滞納者	申請全額免除者	学生納付特例者	一部納付者	完納者
自営業主	22.9%	5.3%	0.3%	12.0%	59.5%
家族従業員	21.3%	5.1%	0.4%	11.0%	62.3%
常用雇用	29.8%	5.1%	3.7%	13.3%	48.1%
臨時パート	29.9%	11.0%	11.6%	11.1%	36.4%
無職	23.1%	12.8%	11.6%	8.0%	44.4%

※平成17年国民年金被保険者実態調査より引用



就業状況別に保険料納付状況をみると、常用雇用や臨時・パートは1号期間滞納者の割合が高い。

2 平成19年度の取組と総括について

① 取組結果に係る総括

- 平成19年度においては、年金記録問題への対応を最優先としたことから、委託業者による電話督促及び国民年金推進員による戸別訪問は着実に実施できたものの、職員による納付督促については年間を通じて十分な取組ができなかった。

具体的には、

- ①催告状の発行件数や集合徴収の開催回数が減少したこと（→12頁参照）
- ②各種対策の事後フォロー体制の確保ができなかったこと 等

- こうした中で、市町村から提供を受けた所得情報の活用により、免除等勧奨及び強制徴収といった未納者属性に応じた取組は一定の成果を上げることができた。

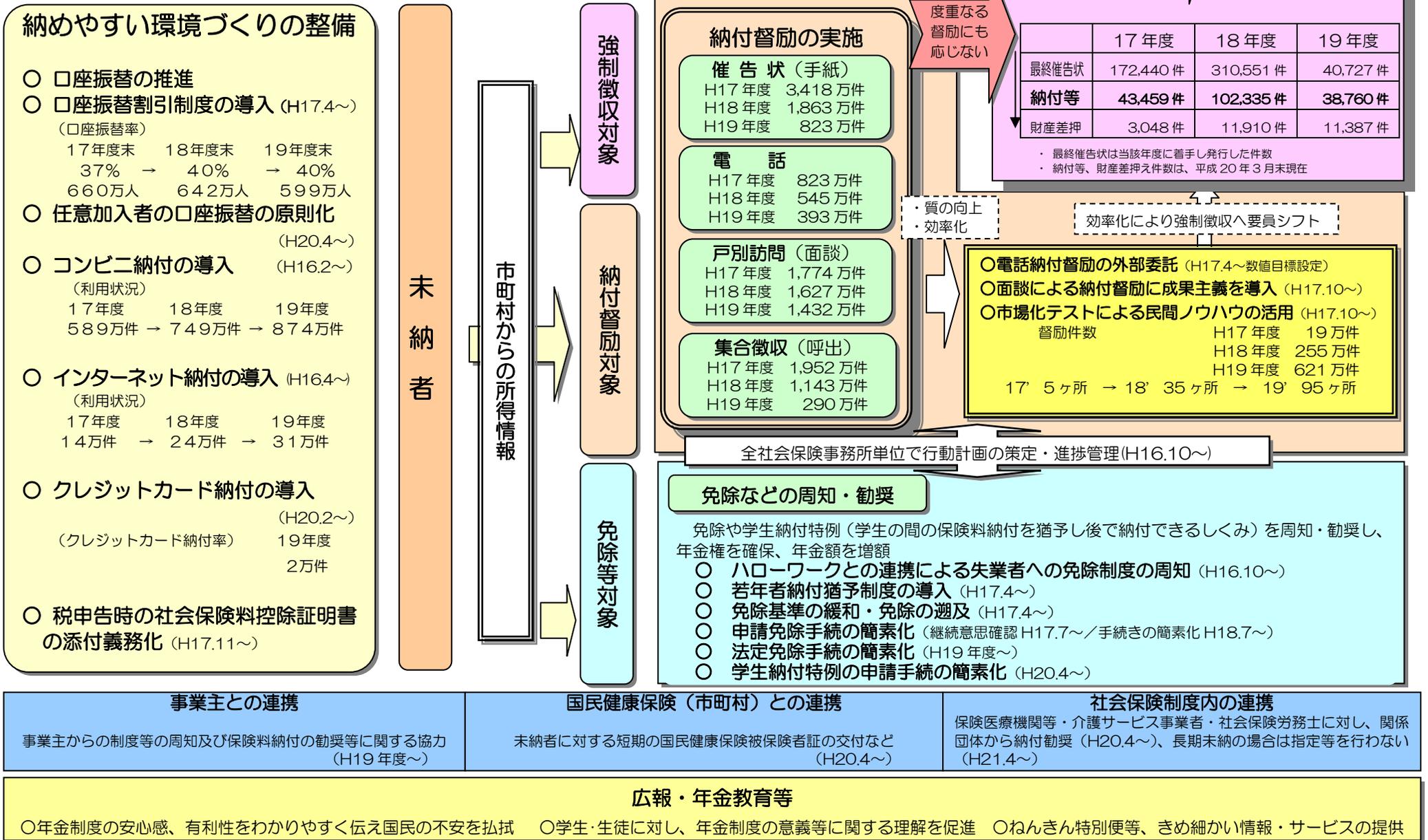
具体的には、

- ①全額免除率は25.8%で対前年度比0.6ポイント上昇（→15頁参照）
- ②過年度分保険料の収納月数の増加により、平成17年度分保険料の最終納付率が72.4%に上昇（→3頁参照）

- 国民年金担当職員は年金記録問題への対応業務に人員をシフトせざるを得ない状況にあったことから、本来、実施すべき収納対策業務については、十分な体制の確保が困難であった。

社会保険事務所等における収納対策業務に従事している正規職員数は、19年4月時点において約1,400人であったが、20年3月時点では約550人となり、約6割の職員を年金記録問題への対応要員としてシフトさせることとなった。

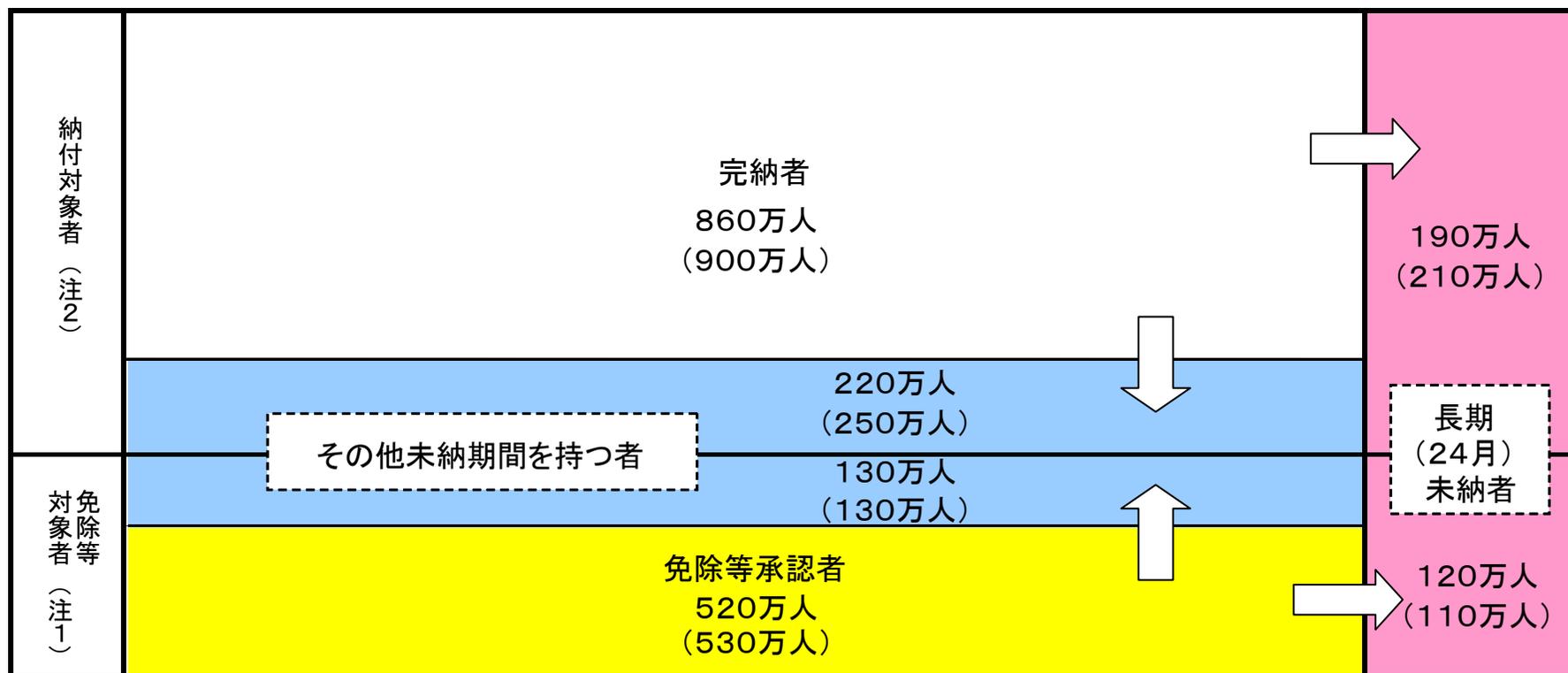
② 収納対策のスキーム（概念図）



③ 納付率を分析するための新たな仕組みの導入

- 昨年の国民年金特別対策本部において、免除等の不適正事案を踏まえ、納付率を構成する収納実績（分子）と免除等実績（分母）とをそれぞれ評価することとした。
- また、収納対策の具体的な取組として、未納者の属性を把握し、納付対象者と免除等対象者の両面で、それぞれの属性内の未納者を減らす取組を進めることとした。（イメージ図参照）

平成19年度 第1号被保険者数 約2,040万人 納付率63.9%
 (約2,120万人) (66.3%)

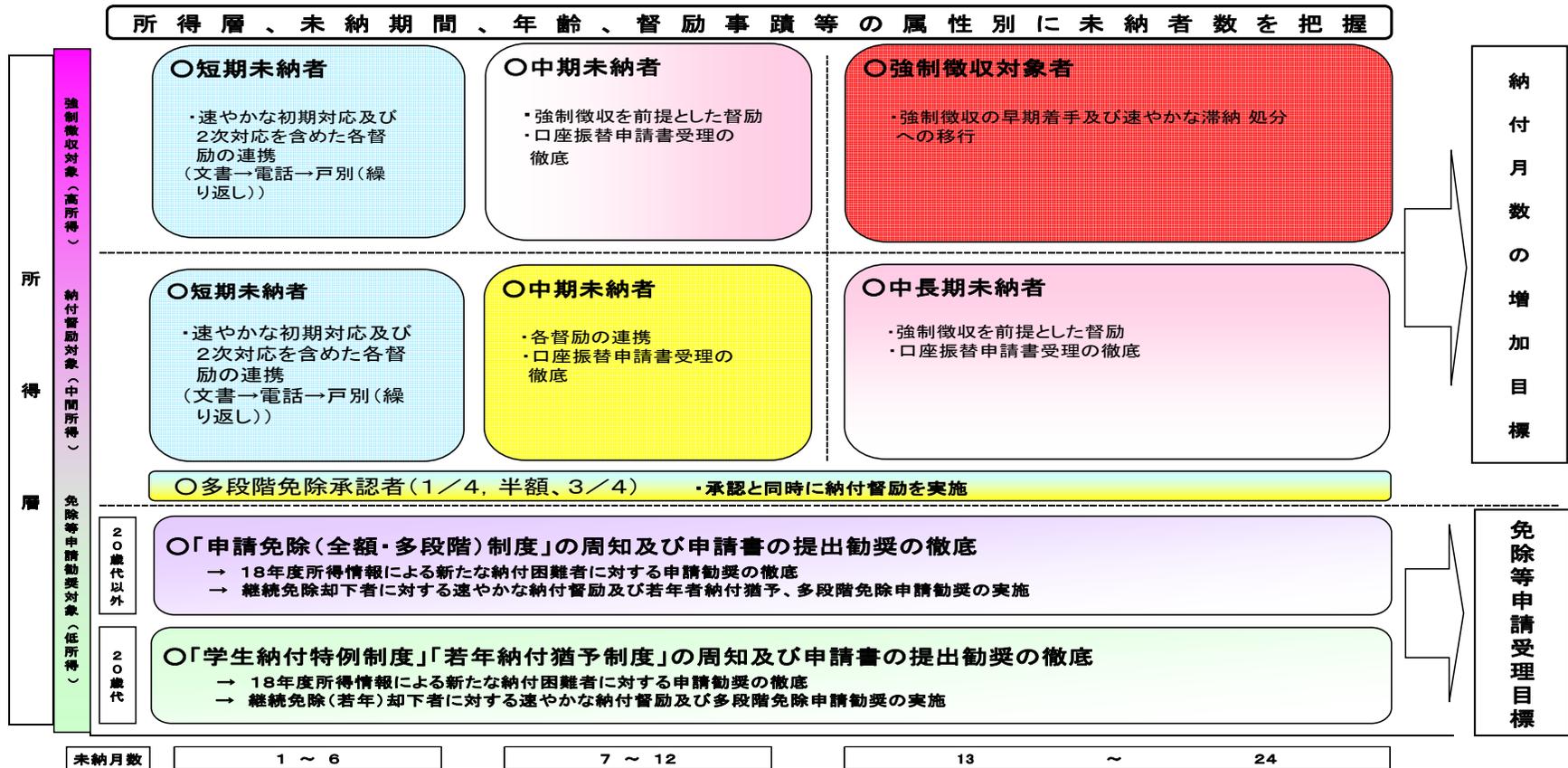


- (注1) 「免除等対象者」とは、法定免除、申請全額免除、学生納付特例及び若年者納付猶予の承認基準に該当すると考えられる者。ただし、保険料を全月納付している者を除く。
- (注2) 「納付対象者」とは、免除等対象者以外の第1号被保険者(任意加入被保険者含む)。
- (注3) 上記表中、()内は平成18年度の数値

④ 19年度行動計画における取組

- 所得情報を基に、未納者を強制徴収対象、納付督促対象、免除等申請勧奨対象に区分し、さらに未納月数毎に細分化し、各区分の未納者属性に応じた督促・勧奨方法、スケジュール及び担当者を明確にして督促等を実施。
- また、納付月数の増加目標と免除等申請受理目標をそれぞれ設定し、分子と分母の両面への取組を具体化した。(概念図参照)

納付率の向上及び未納者数減少への取組（概念図）



⑤ 行動計画に基づく平成19年度の取組結果

平成19年度の行動計画における取組結果については次のとおり。

《納付督促》

区 分	社会保険事務所〔217事務所〕 (市場化テスト対象事務所以外)			市場化テスト対象事務所〔95事務所〕			合 計		
	①18年度の 実施件数	②19年度の 実施件数	対前年度比 (②÷①)	③18年度の 実施件数	④19年度の 実施件数	対前年度比 (④÷③)	⑤18年度の 実施件数	⑥19年度の 実施件数	対前年度比 (⑥÷⑤)
電話納付督促	406万件	331万件	81.5%	334万件	584万件	174.9%	740万件	915万件	123.6%
再掲(市場化テスト以外の委託)	290万件	273万件	94.1%	105万件	45万件	42.8%	395万件	318万件	80.5%
再掲(職員・収納指導員)	116万件	58万件	50.0%	32万件	17万件	53.1%	148万件	75万件	50.7%
再掲(市場化テスト事業者)	—	—	—	197万件	522万件	265.0%	197万件	522万件	265.0%
戸別訪問督促	1,209万件	1,192万件	98.6%	426万件	262万件	61.9%	1,635万件	1,454万件	89.0%
再掲(国民年金推進員)	1,138万件	1,166万件	102.5%	401万件	235万件	58.6%	1,539万件	1,401万件	91.0%
再掲(職員・収納指導員)	71万件	26万件	36.6%	18万件	4万件	22.2%	89万件	30万件	33.7%
再掲(市場化テスト事業者)	—	—	—	7万件	23万件	328.6%	7万件	23万件	328.6%
催 告 状	1,062万件	560万件	52.7%	51万件	74万件	147.1%	1,113万件	634万件	57.0%
集 合 徴 収	802万件	272万件	33.9%	—	1万件	—	802万件	273万件	34.0%

(取組状況)

- ・ 年金記録問題への対応に労力を要したことから、職員・収納指導員による督促活動が十分に実施出来なかった。
- ・ 市場化テストによる納付督促は、平成18年度に35か所で実施、平成19年10月より95か所に拡大したことに伴い、電話納付督促件数が大幅に増加しているが、戸別訪問督促件数は大幅に減少している。
- ・ 催告状については、年金記録問題への対応の影響から発行回数等が減少しており、送付件数も同様に減少している。
- ・ 集合徴収は、特に年金記録問題への対応による影響が大きく、また、未納者属性に応じて対象者を絞り込んだ上で未納者の実態に応じた文書を発送するなど効率的・効果的に実施しているが、実施件数は大幅に減少している。

(参考)

行動計画における電話納付督促、戸別訪問の計画に対する実施状況は次のとおり。

年度別計画に対する達成状況（平成 17 年度～平成 19 年度）

区 分		全 国			都市部（主要6都府県）			都市部以外の道府県		
		17 年度	18 年度	19 年度	17 年度	18 年度	19 年度	17 年度	18 年度	19 年度
電話督促	① 年度当初計画	823 万件	582 万件	496 万件	200 万件	147 万件	143 万件	623 万件	435 万件	353 万件
	② 実施件数	823 万件	543 万件	393 万件	215 万件	131 万件	87 万件	609 万件	412 万件	305 万件
	達成率（②÷①）	100.0%	93.3%	79.2%	107.5%	89.5%	60.8%	97.8%	94.7%	86.4%
	再掲（市場化テスト以外の委託）	93.2%	95.4%	92.2%	101.0%	92.7%	77.2%	89.6%	96.3%	98.1%
	再掲（職員・収納指導員）	112.5%	89.2%	49.4%	134.1%	78.4%	10.0%	107.7%	88.9%	57.5%
戸別訪問	③ 年度当初計画	1,718 万件	1,637 万件	1,488 万件	529 万件	429 万件	347 万件	1,190 万件	1,208 万件	1,141 万件
	④ 実施件数	1,774 万件	1,628 万件	1,431 万件	535 万件	431 万件	277 万件	1,239 万件	1,197 万件	1,154 万件
	達成率（④÷③）	103.3%	99.5%	96.2%	101.1%	100.5%	79.8%	104.1%	99.1%	101.1%
	再掲（国民年金推進員）	104.9%	100.0%	98.2%	104.6%	100.0%	81.1%	105.1%	100.0%	104.0%
	再掲（職員・収納指導員）	91.3%	90.1%	50.4%	63.5%	117.7%	15.0%	97.5%	86.2%	56.6%

※「都市部（主要6都府県）」は埼玉、千葉、東京、神奈川、愛知、大阪を都市部として集計しており、全国の未納者数の4割強を占めている。

○ 平成 19 年度は、年金記録問題への対応を最優先としたことから、収納対策の実施状況は低調であり、特に職員・収納指導員の電話督促及び戸別訪問の達成率が当初計画の5割程度に留まった。

これらの傾向は、特に都市部で顕著に現れており、職員・収納指導員の電話督促及び戸別訪問の達成率は10%台に留まった。

○ 集合徴収や催告状等の文書勧奨についても、対応する職員の確保が困難であったことから、電話督促や戸別訪問と同様に達成率が低下している。

《免除等勸奨》

区 分	①18年度の実施件数	②19年度の実施件数	対前年度比(②÷①)
ダイレクトメールによる個別文書勸奨	201万件	212万件	105.5%

■免除割合

区 分	①18年度	②19年度	対前年度比(②－①)
全 額 免 除	25.3%	25.8%	+0.6ポイント

(取組状況)

- 市町村から提供された所得情報を活用し、全額免除等に該当すると思われる者に対する個別文書の送付後は、職員・国民年金推進員等による電話、戸別訪問による申請促進に努め、全額免除率は対前年度を0.6ポイント上回った。

《強制徴収》

区 分	①18年度の実施結果	②19年度の実施結果	対前年度比(②÷①)
最終催告状発行件数	31.1万件	4.1万件	12.9%
督促状発行件数	12.1万件	2.8万件	23.1%
差 押 件 数	1.2万件	1.1万件	91.7%

(取組状況)

- 19年度は、年金記録問題への対応を最優先としたことから、最終催告状発行件数及び督促状発行件数は18年度に比して大幅に減少する結果となったが、18年度以前の強制徴収対象者で未納となっている者を最優先に取り組んだ結果、差押件数は18年度と同程度の実績となった。

⑥ 免除等の実施状況

- 市町村から提供を受けた所得情報を活用し、免除等に該当すると思われる者に対し、届出勧奨文書（ダイレクトメール）を送付し、職員及び国民年金推進員が電話や戸別訪問による再勧奨を実施。

■第1号被保険者数及び全額免除者数等

	①18年度		②19年度		対前年度比	
	人数	割合 (%)	人数	割合 (%)	(② - ①)	割合 (%)
第1号被保険者数	2,091万人	—	2,001万人	—	△90万人	—
全額免除者数等合計	528万人	25.3%	517万人	25.8%	△10万人	+0.6 割合外
法定免除者数	114万人	5.5%	113万人	5.6%	△1万人	+0.1 割合外
申請全額免除者数	207万人	9.9%	202万人	10.1%	△5万人	+0.2 割合外
学生納付特例者数	170万人	8.1%	166万人	8.3%	△4万人	+0.2 割合外
若年者納付猶予者数	37万人	1.8%	37万人	1.8%	0	0

(注1) 第1号被保険者数のうち任意加入者は除く。

(注2) 上記表中の「割合」は、第1号被保険者数に占める全額免除者数等の占める割合である。

(注3) 上記表中における数値はそれぞれ四捨五入によっているため端数において合計とは合致しない場合もある。

⑦ 強制徴収の実施状況

- 強制徴収は、平成15年度より着手し平成18年度までは着実に取組を強化してきたが、平成19年度は年金記録問題への取組を最優先としたことにより、新規の最終催告件数は大幅に減少する結果となった。

	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度
前年度からの繰越件数		6,105件	24,745件	150,466件	364,354件
最終催告件数	9,653件	31,497件	172,440件	310,551件	40,727件
当該年度管理件数	9,653件	37,602件	197,185件	461,017件	405,081件

- その状況下において、最低限の取組として平成18年度以前の強制徴収対象者で未納となっている者を最優先に取り組んだ結果、差押件数は平成18年度と同程度の実績となった。

■実施状況

		平成15年度中	平成16年度中	平成17年度中	平成18年度中	平成19年度中
最終催告件数	(当年度件数)	9,653件	31,497件	172,440件	310,551件	40,727件
	(累計)	9,653件	41,150件	213,590件	524,141件	564,868件
督促件数	(当年度件数)	418件	3,724件	37,126件	121,113件	28,485件
	(累計)	418件	4,045件	41,171件	162,284件	190,769件
差押件数	(当年度件数)	50件	125件	3,048件	11,910件	11,387件
	(累計)	50件	146件	3,194件	15,104件	26,491件

- 平成19年度の新規取組件数が大幅に減少したことにより、新たな納付対象月数も減少したが、平成18年度以前の強制徴収対象者への納付進捗管理、確実な滞納処分を行った結果、納付月数及び完納者数は平成18年度と同程度の実績となった。

	平成16年度中	平成17年度中	平成18年度中	平成19年度中
新規納付対象月数	687,707月	3,845,209月	7,602,671月	885,265月

納付月数	113,447月	430,988月	894,955月	968,855月
口座振替獲得者数	3,589人	12,879人	30,877人	9,665人
完納者数	3,291人	12,165人	25,436人	27,735人

(注1) 平成15年度においては、月数の集計を行っていない。

(注2) 完納者数とは、最終催告又は督促の対象となった未納月について完納した者をいう。

⑧ 国民年金保険料収納事業（市場化テスト）の実施状況

1 概要

- 国民年金保険料の収納事業のうち、強制徴収や免除等申請勧奨を除く納付督促業務等を包括的に民間委託し、民間事業者の創意工夫やノウハウを活用する市場化テストモデル事業を平成17年10月から5か所の社会保険事務所を対象に実施。なお、受託事業者に対しては、事業目標としての「要求水準」を設定している。
- 平成18年7月からは30か所の社会保険事務所を追加して実施。
- 平成19年10月からは、「競争の導入による公共サービスの改革に関する法律」に基づく事業として、更に60か所追加拡大し、計95か所の社会保険事務所を対象に実施。

2 実施状況

○ 実施状況(モデル事業分)・・・資料3参照

■ 実施期間、対象社会保険事務所

【拡大30箇所：平成18年7月から平成19年9月までの15か月】《10事務局、13地区、30事務所》
【継続5箇所：平成18年10月から平成19年9月までの12か月】《5事務局、5地区、5事務所》

■ 事業実績（要求水準の達成状況）

※ 要求水準・・・受託事業者に対する事業目標（委託期間中に当該社会保険事務所に収納された納付月数（過年度分保険料を含む。ただし、強制徴収により納付されたものを除く。）及び未納者から獲得した口座振替の件数）

【納付月数】 達成 = 0地区（1事務所）、未達成 = 全18地区（34事務所）

※ 35事務所全体の達成率（収納実績／要求水準）= 21,265,607月／24,071,273月 = 88.3%

【口座振替】 達成 = 0地区（0事務所）、未達成 = 全18地区（全35事務所）

※ 35事務所全体の達成率（口座振替獲得件数／要求水準）= 1,100件／15,250件 = 7.2%

■ 事業経費（納付月数1月当たりのコスト（単純比較））

社会保険事務所の督励実績を見ると、集合徴収（呼出徴収）や電話に加え戸別訪問にかなりのウエイトをおいて納付督励を実施しているが、受託事業者は電話による納付督励が中心で、戸別訪問を実施しない又は一部に対してのみ実施するなど、人件費を中心に相当のコスト削減が図られている。

■ 評価

納付月数については、横須賀社会保険事務所を除き、他の社会保険事務所では要求水準を達成することはできず、また、口座振替はすべての社会保険事務所において要求水準を達成することはできなかった。このため、すべての社会保険事務所において、納付率の改善には繋がっていない。なお、コストについては、人件費を中心に相当のコスト削減が図られている。

〔事業実績等が低迷した要因〕

- 受託事業者において、納付率の向上に繋がる要求水準を上回る納付月数の獲得に向けた取組が不十分
 - 拡大した30事務所については、社会保険事務所が実施した前年度の納付督励実績に比して、電話による納付督励が中心で戸別訪問を実施しない又は一部に対して実施するなど、受託事業者の実績は低調である。また、納付督励の総件数についても、社会保険事務所に比して受託事業者の実績は低調なものとなっている。
 - 17年度から継続して実施している5社会保険事務所のうち、4社会保険事務所の納付督励実績は、前年度の受託事業者の実績を大幅に下回っている。
- 受託事業者において、納付率の向上に繋がる口座振替の獲得に向けた取組が不十分
- 対象社会保険事務所と受託事業者が積極的に協力・連携し、納付率の向上を目指すという取組が不十分
 - 社会保険事務所等においては、受託事業者の納付督励実績の報告を踏まえて、評価・分析を行い、今後の督励方法のあり方や効率的かつ効果的な手法をお互いに検討するなど、受託事業者との間で定期的な意見交換を行う体制が十分にとられていなかった。
また、過去に社会保険事務所が実施してきた効果のある手法や地域情報等を受託事業者に提供することにより、受託事業者と社会保険事務所が納付率向上のために、包括的に納付督励事業を推進していくという取組が不十分であった。

■ 今後の取組

社会保険事務所等は、受託事業者の毎月の実施結果を分析し、適切な指示・指導を行うとともに情報の共有化を図るなどして、更なる協力・連携体制の構築を図る。

⑨ その他の状況

所得情報の活用

国民年金保険料の未納者に係る所得情報は、強制徴収や免除等勧奨を行う上で必須の情報であり、必要な時期までに必要な量を確保することが、収納対策を進める上で極めて重要。

平成20年4月末現在において所得情報の提供を受けた市区町村数は、全市区町村（1,811市区町村）のうち、1,780市区町村（全市区町村の98%）。〔磁気媒体での提供は1,534市区町村（86%）〕

口座振替納付の利用促進

平成17年4月より、口座振替による早期納付を行うことにより保険料の割引が適用される「口座振替割引制度」を導入。割引制度の周知と利用勧奨を行ったことにより、確実に安定した保険料収納を確保できる口座振替納付者は599万人であり、口座振替率は39.5%（対前年度△0.7ポイント）となった。

コンビニ・電子納付の利用促進

平成19年度のコンビニエンスストアでの保険料納付の利用件数は874万件（対前年度125万件増）、収納月数は1,361万月（対前年度203万月増）となっており、特に、納付率が低調な若年者の利用率が高い（利用者の約1/4は20歳台前半）ことから、収納対策の一つとして成果を上げている。

また、インターネットバンキング等による電子納付の利用件数は、31万件（対前年度7万件増）、収納月数は75万月（対前年度18万月増）となり、着実な収納効果が図られている。

クレジットカード納付の導入

平成20年2月からクレジットカードによる保険料納付の受付を開始し、納付方法の選択肢を拡大することにより被保険者の利便性を高め、納付率の向上を図ることとしており、平成19年度においては2万件実施。

⑩ 社会保険事務局・社会保険事務所別の状況

《納付率》

(納付率の高い上位3社会保険事務局)

19年度			
	納付率	対前年度改善幅	
1	島根 77.62%	大分	+0.19%
2	新潟 76.04%	山梨	△0.19%
3	秋田 76.01%	和歌山	△0.50%

(納付率の高い上位3社会保険事務所)

19年度			
	納付率	対前年度改善幅	
1	高山(岐阜) 83.33%	別府(大分)	+0.99%
2	萩(山口) 82.34%	舞鶴(京都)	+0.36%
3	砺波(富山) 82.28%	和歌山東(和歌山)	+0.21%

《口座振替》

(口座振替加入率の高い上位3社会保険事務局)

19年度			
	口座振替加入率	対前年度改善幅	
1	島根 59.6%	京都	+0.5%
2	福井 58.8%	岩手	+0.4%
3	長野 57.6%	和歌山	+0.4%

(口座振替加入率の高い上位3社会保険事務所)

19年度			
	口座振替加入率	対前年度改善幅	
1	高山(岐阜) 73.5%	名護(沖縄)	+1.8%
2	宇和島(愛媛) 69.4%	宇部(山口)	+1.4%
3	長野北(長野) 69.3%	大河原(宮城)	+1.3%

《国民年金推進員活動》

(1人1ヶ月当たりの収納月数の多い上位3社会保険事務局)

19年度			
	収納月数	対前年改善幅	
1	岩手 97.36月	山梨	+21.24月
2	佐賀 79.90月	青森	+11.47月
3	愛媛 77.35月	石川	+10.94月

(1人1ヶ月当たりの口座振替獲得数の多い上位3社会保険事務局)

19年度			
	口座振替獲得数	対前年改善幅	
1	山梨 3.49件	福島	+0.7件
2	石川 2.56件	山梨	+0.6件
3	福島 2.50件	香川	+0.5件

《収納対策の成果》

1. 大分社会保険事務局の取組

年金記録問題の影響から、特に職員による収納対策が困難なため、少なくとも全国統一的な対策を確実に実施するとともに、体制が可能な社会保険事務所においては独自対策を実施することを徹底した。

特徴的な取組としては、文書送付による対策を主体に取り組み、効果がある手法として、3色（黄・ピンク・赤）の封筒を使い分けて、未納者の反応を意識しながら取組を行った。

その他、各社会保険事務所において、収納対策に取り組める環境整備の観点から、市町村からの国民年金に係る異動報告書を始めとした各種届書について、社会保険事務所を経由せず社会保険事務局事務センター（以下「事務センター」という。）に直送するようにした。

これにより社会保険事務所の事務負担が軽減され、同時に事務センターの事務処理の集約化に取り組んだため、業務の効率化が図れたことも大きな効果があった。

2. 別府社会保険事務所（大分社会保険事務局）の取組

年金記録問題の影響から、職員の戸別訪問といった収納対策の実施が困難であるとの判断から、収納対策を文書勧奨中心に切り替えた。具体的な取組としては、催告文書と納付書の送付を行う際に封筒の色を使い分けるなど、できるだけ反応があるように工夫を行い実施した。

特に納付が期待ができる一部納付者に対して、催告文書と納付書を送付して納付率向上に努めた。

	4分の3免除	2分の1免除	4分の1免除
納付率	41.5%	37.7%	21.2%
対前年度比	+13.4ポイント	+7.0ポイント	+11.1ポイント

3. 舞鶴社会保険事務所（京都社会保険事務局）の取組

年金記録問題の影響はあったものの、納付督促は概ね行動計画どおり実施できた。特に、未納者属性に応じた「特別催告状」を活用した取組を着実に実施し、納付月数の増加に努めた。

また、免除等勧奨についても、未申告による却下者等への文書勧奨や国民年金推進員を活用した事後フォローを行い、申請書の受理に努めた。

強制徴収は、目標を設定した上で、新規最終催告状の発行を着実にを行うとともに、督促状を発行した者への滞納処分を確実に実施し、差押執行までのスピードアップに努めた。結果として、現年度納付率の向上に0.4ポイント寄与した。

⑪ 強化指定社会保険事務局の納付状況

平成19年度における収納対策強化社会保険事務局として、以下の12事務局を指定し、管下社会保険事務所の対策強化と本庁からの指導・支援を徹底。

⇒ 北海道、埼玉、千葉、東京、神奈川、静岡、愛知、大阪、兵庫、高知、福岡、沖縄

(参考) 強化指定社会保険事務局管内の社会保険事務所数(149事務所)

【選定の考え方】

- 1 平成18年度の納付率は、対前年度マイナスという結果に終わったことから、納付率の改善を図るため、納付対象月数が多く、事業規模の大きい10事務局を指定
(東京、神奈川、大阪、埼玉、愛知、千葉、兵庫、北海道、福岡、静岡)
- 2 事業規模は小さいが、対前年度マイナス幅が特に大きい2事務局を指定
(沖縄、高知)

《本庁支援の内容》

- 指定社会保険事務局ごとに専任指導責任者を複数名設置し、責任体制の強化を図る。
なお、市場化テスト対象社会保険事務局と重なることから、市場化テスト及び強制徴収の取組も合わせて指導体制に取り込む。
- 本庁と指定社会保険事務局との対策会議を毎月実施し、迅速かつきめ細かい進捗管理と指導体制を措置する。
- 社会保険事務局における地方国民年金特別対策本部会議への出席及び社会保険事務所への訪問による直接指導・助言等を行う。

《取組結果》

- 年金記録問題の影響は大規模社会保険事務局に集中しており、特に関東圏の社会保険事務局が収納対策の督促件数を大幅に減らした。結果的には全ての指定社会保険事務局の納付率が対前年度比で大幅なマイナスとなり、全国の納付率に及ぼした影響は大きいと言える。

3 平成20年度の収納対策等について

年金記録問題への対応を最優先としつつ、収納対策についても下記により着実に推進する。

(1) 平成20年度の収納対策の主な内容

1 未納者属性に応じた効率的・効果的な対策の全国展開



「行動計画年間スケジュール」を参考に策定した社会保険事務所毎の対策を確実に実施することを前提として、未納者属性（年齢・所得層・未納期間等）に応じた効率的・効果的な行動計画を策定する。

また、所得情報を確実かつ早期に取得し、免除等対象者への申請勧奨及び受理に努める。

なお、強制徴収の取組のための人員を最低1名は確保し、他の収納対策についても、対策の優先順位を設けて督促対象者を細分化する等の措置を講じて、効率的・効果的な取組を推進する計画を立て実施する。

2 市場化テスト実施事務所の拡大に伴う効率的・効果的な徴収体制の確立



市場化テストの実施社会保険事務所を、平成19年度の95か所に加え、90か所を追加拡大し、185事務所において実施。

これまでの実績評価を踏まえて、納付率向上に寄与すべく社会保険事務所と受託事業者が協力・連携を図りつつ、一体となって収納対策に取り組む体制を構築する。

3 強制徴収の充実・強化



平成19年度においては、平成18年度以前に着手した者への対応を優先的に取り組み、差押件数及び納付月数は平成18年度並みの成果を上げた。

平成20年度も引き続き、過年度着手分未納者への督促状の発付、財産調査、差押えまでの取組を重点的に行い、1件当たりの収納月数の増加を目指す。

4 行動計画に基づいた進捗管理の徹底と情報の共有化



社会保険事務所は行動計画に基づいた年間計画を確実に実施するため、職員一人ひとりの具体的な数値目標を設定して、個人別の進捗管理の徹底を図り、社会保険事務所全体の事業実績の向上に結びつける。

また、本庁、社会保険事務局、社会保険事務所の間での情報の共有を図り、対策の進捗状況の把握及び管理を徹底する。

1 未納者属性に応じた効率的・効果的な対策の全国展開

(平成19年度の状況)

- 納付月数の増加を図るための基本的な対策を着実に実行するため、未納者属性（年齢・所得層・未納期間等）に応じ全国統一した収納対策を計画し、社会保険事務局毎に独自対策を上乗せすることとした。
- 年金記録問題への対応を最優先課題として取り組まなければならない状況により、全国統一的な取組自体は実施できたものの、督促件数等は計画どおり実施できなかった。

平成20年度取組

- 「行動計画年間スケジュール」を参考に策定した社会保険事務所毎の対策を確実に実施することを前提として、職員については、平成19年度の督促実績を踏まえた対策を計画し、国民年金推進員等は更に創意工夫した効率的・効果的な行動計画を策定する。
- 収納対策の実施に十分な人員を確保することが困難な社会保険事務所においても、強制徴収の取組のための人員を最低1名確保し、他の収納対策については、優先順位を設けて対象者を細分化する等の措置を講じて、効率的・効果的な取組を推進する計画を立て、実施することとする。

2 市場化テスト実施社会保険事務所の拡大に伴う効率的・効果的な徴収体制の確立

平成20年度の取組

- 現在実施している95か所に加え、平成20年10月からは90か所を追加拡大し、全国185か所の社会保険事務所において実施予定。(社会保険事務所数では約6割、未納者数では約7割の規模を市場化テストによりカバーすることとなる。)
- 社会保険事務所の収納対策の全体戦略は社会保険事務所自らが構築するものであり、その一つのパーツとして未納者に対する納付督促業務の民間委託を最大限活用し、全体の納付状況の向上を目指す。
- 対象社会保険事務所においては、自らは強制徴収や免除等申請勧奨の業務に特化し重点的な取組を実施する一方で、受託事業者の毎月の実施結果を分析し、適切な指示・指導を行うとともに協力連携を図る。
- 受託事業者と連携した取組
 - ・ 毎月、社会保険事務局において事業実績の分析を行い、社会保険事務局・社会保険事務所と受託事業者との収納対策会議を開催し、収納対策の内容、時期等について調整を行う。
(対象者の確認、集合徴収の共同実施、納付書の送付、多段階免除者への督促の連携 等)
 - ・ 毎週、毎月の情報提供のほか、受託事業者の事業実施に有効と考えられる情報を的確に提供。
(社会保険事務所が従来から実施してきた督促状況を勘案し、対象地区の未納者属性や地域性等の情報を提供することにより、効率的かつ効果的な督促実施を行い納付率の向上を図る。)
- 平成21年10月からは、市場化テスト対象事務所をさらに127か所拡大して実施する予定であることから、民間事業者による事業の質を確保する観点から、実施要項や入札のあり方について、更なる改善に向けた検討を行うこととする。

3 強制徴収の充実・強化

平成20年度の取組

- 強制徴収の当面の取組の目安は下記のとおり設定する。
 - ・督促状の発行件数は、最終催告状送付者の50%以上
 - ・差押えの執行件数は、督促状送付者の20%以上
 - ・口座振替獲得件数は、最終催告状送付者の20%以上
 - ・強制徴収における収納月数は、最終催告対象月数の30%以上
- 強制徴収対象者の管理件数も、年々増加していることから、過年度に着手した対象者を早期に完結させるとともに、新たに対象者となった者に対しては、最終催告状送付から差押えまでの執行を1年以内に完了させるよう、分割納付者の進捗管理、納付に理解を求められない者への対応を厳格、適正かつ迅速に実施する。
- 「滞納処分」においては、法的な知識を有したスキルの高い徴収職員が必要であることから、中長期的に職員の指導・育成を行う。具体的な研修計画は、年金記録問題への対応を最優先としていることから現在調整中であるが、専科研修については、平成19年度並みの計画とする。

■社会保険大学校における研修実施状況（平成18年度～平成19年度）

年度	研修種別	回数	1回当たり時間	参加者数（人）
18	一般職員研修	10	3	717
	中堅職員研修	2	7～14	103
	専科基礎課程	3	24	183
	専科応用課程	2	24	116
19	一般職員研修	9	5～7	360
	中堅職員研修	2	18	76
	専科基礎研修	1	24	63
	専科応用研修	2	24	96
	指導者養成課程	1	48	23
			合計	1,737

4 行動計画に基づいた進捗管理の徹底と情報の共有化

(平成19年度の状況)

- 社会保険事務局は、社会保険事務所からの月次報告により収納対策の実施状況を把握してきたが、年金記録問題への対応による人員確保が困難だったことから、実績が低調な社会保険事務所に対して、有効な改善策等の明確な指示ができない状況にあった。
- 個人別の進捗管理を行うため、職員一人ひとりの数値目標を設定し、日々の納付督促業務に当たることとしていたが、年金記録問題への対応を優先させたことから、戸別訪問等について職員自らが実施できず、効率的かつ効果的な取組体制の確保も困難であった。

平成20年度の取組

- 社会保険事務所は、行動計画に基づいた年間計画を確実に実施するため、職員一人ひとりの具体的な数値目標を設定して、個人別の進捗管理の徹底を図り、社会保険事務所全体の事業実績の向上に結びつける。
- 本庁及び社会保険事務局は、相互に連携を図りながら、社会保険事務所からの実績報告の情報共有化に努め、対策の進捗状況の把握及び管理を徹底する。また、情報を評価・分析の上、今後の収納対策に有効活用する。

(2) 平成20年度における強化社会保険事務局の指定

平成20年度における収納対策強化社会保険事務局として、以下の12事務局を指定し、管下社会保険事務所の対策強化と本庁からの指導・支援を徹底する。

⇒ 北海道、埼玉、千葉、東京、神奈川、静岡、愛知、大阪、兵庫、福岡、長崎、沖縄
(参考) 強化指定社会保険事務局管内の社会保険事務所数(149事務所)

【選定の考え方】

- 1 平成19年度の納付率(現年度)は、対前年度比でマイナスという結果に終わったことから、納付率の改善を図るため、納付対象月数が多く、事業規模の大きい10事務局を選定
(北海道、埼玉、千葉、東京、神奈川、静岡、愛知、大阪、兵庫、福岡)
 - 2 事業規模は小さいが、納付率及び納付率の改善幅が全国平均以下であり、市場化テストを管内の全事務所で実施する2事務局を選定
(長崎、沖縄)
- ※ 規模の大きい事務局は、年金記録問題による影響も大きいことから、市場化テストを有効活用することにより納付率の向上に努める。

《本庁支援の内容》

- 指定社会保険事務局ごとに専任指導責任者を複数名設置し、責任体制の強化を図る。
なお、市場化テスト対象社会保険事務局と重なることから、市場化テスト及び強制徴収の取組も合わせて指導体制に取り込む。
- 本庁と指定社会保険事務局との対策会議を実施し、迅速かつきめ細かい進捗管理と指導体制を措置する。
- 社会保険事務局における地方国民年金特別対策本部会議への出席及び社会保険事務所への訪問による直接指導・助言等を行う。